

●香川県告示第281号

昭和54年香川県告示第1083号（沿岸漁業改善資金の貸付けの相手方並びに貸付けの申請及び決定の時期の基準）の一部を次のように改正し、平成23年7月12日から施行する。

平成23年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 略		1 経営等改善資金	
経営等改善資金の種類	貸付けの相手方	経営等改善資金の種類	貸付けの相手方
1 略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、 <u>認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うものをいう。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うものをいう。以下同じ。）</u>	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。） <u>又は認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うものをいう。以下同じ。）</u>
2～5 略		2～5 略	
6 略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とす	6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とす

る漁業協同組合、沿岸漁業を営むか若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者又は促進事業者

7～14 略

る漁業協同組合、沿岸漁業を営むか若しくは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）、又は認定中小企業者

7～14 略